政令第　　号

# 海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十五条の四第一項、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十八条第一項、第二十三条の二十七第一項、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二、第二十三条の三十四、第二十三条の三十五第一項及び第二十三条の三十九第一項並びに海上運送法等の一部を改正する法律附則第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条）
附則

## 第一章　関係政令の整備

（海上運送法施行令の一部改正）

第一条　海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法第二章の二第一節（第三十二条の三第二項から第四項まで及び第三十二条の七第二項から第四項までを除く。）に規定する職権

第四条第三項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正）

第二条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

第十条の前の見出しを削り、同条中「第二十三条の三十一第一項」を「第二十三条の三十五第一項」に、「資格についての」を「資格に係る」に改め、「者を」の下に「当該小型船舶に」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、当該小型船舶が事業用小型船舶である場合にあつては、その操縦免許は、特定操縦免許でなければならない。

第十条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2　次の各号に掲げる者を小型船舶操縦者として乗船させる場合における法第二十三条の三十五第一項の乗船基準は、前項に定めるもののほか、当該各号に定めるとおりとする。

一　技能限定をした操縦免許を受けた者　その乗船する小型船舶がその限定をされた区域のみを航行し、その限定をされた大きさであり、かつ、その限定をされた出力の推進機関を有するものであること。

二　小型船舶の設備その他の事項についての限定をした操縦免許を受けた者　その乗船する小型船舶がその限定をされた小型船舶の設備を有するものであることその他その限定をされたところに適合して航行するものであること。

三　履歴限定をした特定操縦免許を受けた者　その乗船する事業用小型船舶がその限定をされた区域のみを航行するものであること。

第十条を第十二条とし、同条に見出しとして「（乗船基準）」を付する。

第九条中「第二十三条の三十の」を「第二十三条の三十四の」に改め、同条の表第十七条の四の見出し、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四の項及び第十七条の四の項を削り、同表第十七条の四及び第十七条の九の項中「第二十三条の三十」を「第二十三条の三十四」に、「第二十三条の二十六第一項」を「第二十三条の三十第一項」に改め、同表第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四の項を削り、同表第十七条の五の項中「第二十三条の三十」を「第二十三条の三十四」に、「第二十三条の二十六第三項第二号」を「第二十三条の三十第三項第二号」に改め、同表第十七条の六第一項の項及び第十七条の十の項を削り、同表第十七条の十一第一号の項中「第二十三条の三十」を「第二十三条の三十四」に、「第二十三条の二十六第二項第一号」を「第二十三条の三十第二項第一号」に改め、同表第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七条の十一第四号の項、第十七条の十四及び第十七条の十五第三号の項、第十七条の十四及び第十七条の十五第四号の項、第十七条の十五第二号の項及び第十七条の十五第五号の項を削り、同表第二十三条の二十六第一項の

項及び第二十三条の二十六第二項第二号の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第二十三条の三十第一項 | 前条の規定 | 第二十三条の三十三の規定及び第二十三条の三十四において読み替えて準用する次条第二項において準用する第二十三条の三十三の規定 |
| 第二十三条の三十第二項第二号 | 第二十三条の三十二 | 第二十三条の三十四 |

第九条の表第二十三条の二十六第二項第三号の項中「第二十三条の二十六第二項第三号」を「第二十三条の三十第二項第三号」に、「登録操縦免許証更新講習事務」を「登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務」に改め、同表第二十三条の二十六第三項の項中「第二十三条の二十六第三項」を「第二十三条の三十第三項」に改め、同表第二十三条の二十六第三項第二号の項中「第二十三条の二十六第三項第二号」を「第二十三条の三十第三項第二号」に、「登録操縦免許証更新講習実施機関」を「登録操縦免許証更新講習を行う者」に改め、同表第二十三条の二十六第三項第三号の項中「第二十三条の二十六第三項第三

号」を「第二十三条の三十第三項第三号」に改め、同表第二十三条の二十六第三項第四号の項中「第二十三条の二十六第三項第四号」を「第二十三条の三十第三項第四号」に、「登録操縦免許証更新講習事務」を「登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務」に改め、同表第二十三条の二十七第二項の項中「第二十三条の二十七第二項」を「第二十三条の三十一第二項」に、「第二十三条の二十九及び第二十三条の三十において準用する第二十三条の二十六」を「第二十三条の三十三」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「第二十三条の二十八の」を「第二十三条の三十二の」に改め、同条の表第十七条の四及び第十七条の九の項中「第二十三条の二十六第一項」を「第二十三条の三十第一項」に改め、同表第十七条の五の項中「第二十三条の二十六第三項第二号」を「第二十三条の三十第三項第二号」に改め、同表第十七条の十の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第十七条の十 | 登録海技免許講習を | 登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を |

第八条の表第十七条の十一第一号の項中「第二十三条の二十六第二項第一号」を「第二十三条の三十第二項第一号」に改め、同表第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七条の十一第四

号の項、第十七条の十五第二号の項、第十七条の十五第三号の項及び第十七条の十五第四号の項を削り、同条を第十条とする。

第七条中「第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十」を「第二十三条の三十一第一項（法第二十三条の三十四」に改め、同条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

（登録特定操縦免許講習機関の登録の有効期間）

第七条　法第二十三条の二十七第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（登録特定操縦免許講習機関等に関する読替え）

第八条　法第二十三条の二十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 法の規定中読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 第十七条の四及び第十七条の九 | 第十七条の二第一項 | 第二十三条の二十六第一項 |
| 第十七条の五 | 第十七条の二第三項第二号から第五号まで | 第二十三条の二十六第三項第二号から第四号まで |

| | | |
|---|---|---|
| 第十七条の六（見出しを含む。） | 登録海技免許講習事務規程 | 特定操縦免許講習事務規程 |
| 第十七条の十一、第十七条の十四並びに第十七条の十五第一号及び第四号 | 第四条第二項 | 第二十三条の二十五 |
| 第十七条の十一第一号 | 第十七条の二第二項第一号又は第三号 | 第二十三条の二十六第二項第一号、第三号又は第四号 |

本則に次の一条を加える。

（法第二十三条の三十九第一項の政令で定める小型船舶及び基準）

第十三条　法第二十三条の三十九第一項の政令で定める小型船舶は、次の各号に掲げる小型船舶の区分に応じ、当該各号に定める小型船舶とする。

一　機関長を乗船させる必要がある小型船舶　帆船以外の小型船舶であつて国土交通省令で定める区域を航行するもの

二　通信長を乗船させる必要がある小型船舶　次のイ又はロに掲げる小型船舶

イ　別表第一の配乗表の適用に関する通則３に規定する無線電信設備を有する小型船舶（ロに掲げる小型船舶を除く。）

ロ　別表第一の配乗表の適用に関する通則４に規定する無線電信等を有する小型船舶であつて旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。別表第一において同じ。）に該当するもののうち、次のいずれにも該当しないもの

(1)　国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海をいう。次項第二号イの表及び別表第一において同じ。）に従事しない小型船舶であつて国土交通省令で定める区域のみを航行するもの

(2)　次項第二号ロに定める資格又はこれより上級の資格に係る海技免状を受有している者が、小型船舶操縦者又は機関長として乗船する小型船舶

２　法第二十三条の三十九第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる小型船舶の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　前項第一号に掲げる小型船舶　六級海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格に係る海技免許

を受けた者を当該小型船舶に機関長として乗船させること。

二　前項第二号に掲げる小型船舶　次のイ又はロに掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれイ若しくはロに定める資格又はこれらより上級の資格に係る海技免許を受けた者を当該小型船舶に通信長として乗船させること。

イ　前項第二号イに掲げる小型船舶　次の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格

| 小型船舶 | | | 資格 |
| --- | --- | --- | --- |
| 漁船以外の小型船舶 | 国際航海に従事しないもの | | 二級海技士（通信） |
| | 国際航海に従事するもの | 沿海区域又は近海区域を航行区域とするもの | 二級海技士（通信） |
| | | 遠洋区域を航行区域とするもの | 一級海技士（通信） |
| 漁船である小型船舶 | 電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号に規定する電気 | | 三級海技士（通信） |

| | | |
|---|---|---|
| | 通信業務をいう。以下この表及び別表第一において同じ。）を取り扱わないもの | |
| | 電気通信業務を取り扱うもの | 二級海技士（通信） |

ロ　前項第二号ロに掲げる小型船舶　別表第一第五号㈠の表の船舶の欄に掲げる船舶（小型船舶に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格

別表第一中「（第五条」の下に「、第十三条」を加え、同表の配乗表の適用に関する通則2中「第三号の表㈠の表」を「第三号㈠の表」に改める。

別表第二中「第十条」を「第十二条」に改める。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

第三条　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十二号中「第二十三条の三十一」を「第二十三条の三十五」に改める。

（船員職業安定法施行令の一部改正）

第四条　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項の表第百十八条の四第四項の項中「第百十八条の四第四項」を「第百十八条の六第四項」に改める。

第二章　経過措置

第五条　海上運送法等の一部を改正する法律附則第三条第五項に規定する国土交通大臣の権限は、小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路の起点の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行うものとする。

附　則

この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

## 理　由

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方運輸局長が行う国土交通大臣の職権に安全統括管理者資格者証の交付等に関する職権を追加する等海上運送法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める必要があるからである。